## 国民健康保険に加入している皆さんへ

## 国民健康保険限度額適用認定証

## 標準負担額減額認定証の更新

現在の「限度額適用認定証・標準負担額減額認定 証」の有効期限は7月31日です。8月以降も引き続 きご使用の場合は更新手続きが必要です。更新受付 は7月24日(月)からです。

※「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の発行 には、世帯主の方と国民健康保険に加入している方 全員の所得の申告が必要です。申告がお済みでない 場合、正しい区分での発行ができない場合があります。

#### 手続きに必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証 ②旧認定証 ③印鑑
- (4) 高齢受給者証(70歳~75歳未満の方)
- ⑤世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは 個人番号通知カード(※)
- ⑥委任状(住民票同一世帯の親族以外の方が手続き する場合)
- ※通知カードの場合、顔写真付き公的身分証明書も必要です

## 国民健康保険高齢受給者証の更新

現在の高齢受給者証の有効期限は7月31日です。 新しい受給者証は7月末までに送付しますので、 8月1日からお使いください。

また、一部負担金(窓口でのお支払金額)の割合が 前年の所得などにより変更になる場合もありますの で、ご確認ください。

※社会保険などに加入の方は、各事業所または各保 険者に問い合わせください。

## 一部負担額等免除証明書

現在の免除証明書の有効期限は7月31日です。8 月1日から平成30年3月31日まで有効となる免除証 明書は、要件を満たしている方へ7月末までに送付 します。

問 保険年金課給付年金係☎355-6503

# 後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

## 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者の皆さんに均 等に負担していただく 「均等割額」と、所得に応じて 負担していただく 「所得割額」を合計して個人ごとに 決まります。その均等割と所得割の額・率(保険料) は各都道府県の後期高齢者医療広域連合で2年ごと に設定されます。

#### 平成29年度の保険料

均等割額	42,480円
所得割額	住民税基礎控除(33万円)後の総所得額 に8.54%を乗じた額

- ※保険料限度額は一人当たり年額57万円です。
- ※所得の少ない方や後期高齢者医療保険に加入する 前日に被用者保険(社会保険・共済組合・健保組合) の被扶養者であった方は、軽減措置が受けられます。 平成29年度の保険料額は平成28年中の所得に基 づいて計算し、7月末までに通知しますのでご確認 ください。
- ※保険料の納付は、「□座振替」が便利で安全です。 最寄りの金融機関で手続きしてください。

## 短期被保険者証

特別な理由がなく保険料を滞納したままの方は、通 常の被保険者証より有効期間の短いものが交付され ます。交付の際には納付方法の相談を行います。保険 料は期間内に納めましょう。

## 後期高齢者医療制度被保険者証

現在の被保険者証 (ミドリ色) の有効期限は7月31 日です。新しい被保険者証(オレンジ色)は7月末まで に送付しますので、8月1日からお使いください。有効 期限切れのもの(ミドリ色)は8月1日以降に返却して ください (郵送可)。

※都合により住民登録を変更せずに転居されている 方は、届かない場合があります。保険年金課医療 係まで送付先の住所をお知らせください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

現在の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の 有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き要 件(住民税非課税世帯)を満たしている方には、新し い認定証を被保険者証と一緒に送付します。

※同じ医療機関でひと月の窓口支払いが一定の金額 でとどめられ、入院・外来の診療とも適用になりま す。認定証をお持ちでない方で、要件(住民税非課 税世帯)を満たしている方が交付を受けるには申請 が必要です。

#### 申請に必要なもの

- ①後期高齢者被保険者証 ②印鑑
- ③マイナンバーカード又は個人番号通知カード(※)
- ※通知カードの場合、顔写真付き公的身分証明書も必要です。

問 保険年金課医療係☎355-6519 宮城県後期高齢者医療広域連合☎266-1021